

建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

| | |
|----------------------|---|
| 許可番号 (土木、建築に関する) | (例) 国土交通大臣許可(特-9)第 22222 号 和歌山県知事許可(般-11)第 11111 号 |
| 許可年月日 | |
| 会社名 | |
| 代表者氏名 | |
| 所在地 | |
| TEL 番号 | |
| FAX 番号 | |
| 経審の審査基準日 (直近の決算日) | 令和 年 月 日 |

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 須磨 徳裕 様

FAX でお申し込みください。(FAX 番号 : 073-424-5553)